

個人市民税

市税には個人市民税、法人市民税、固定資産税のほか、軽自動車税、たばこ税、入湯税などがあります。これらは市の収入（歳入）の2割以上を占める貴重な財源であり、市民サービスを行う上で大きな役割を果たしています。しかし、年々減少の一途をたどり、今後さらに減ることが予想されます。

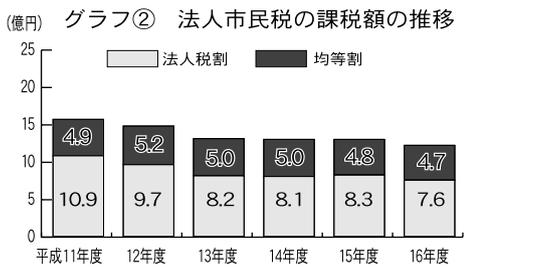
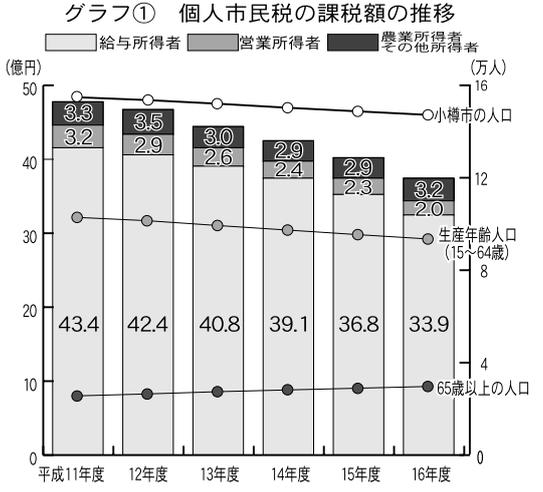
そこで市税の現状について、今月と来月の2回にわたってお知らせします。（記事内の課税額は、すべて各年度の課税分です）

個人市民税

個人市民税は、市民の皆さんが個々に納める税金です。前年の収入から算出する所得（一般的に収入が増えると所得も増えます）に対して、定額で課税される均等割と、一定の税率で課税される所得割から成り立っています。そのため、皆さんの収入の増減がそのまま税額に反映されることとなります。

個人市民税は、市民の皆さんが個々に納める税金です。前年の収入から算出する所得（一般的に収入が増えると所得も増えます）に対して、定額で課税される均等割と、一定の税率で課税される所得割から成り立っています。そのため、皆さんの収入の増減がそのまま税額に反映されることとなります。

グラフ①は、個人市民税課税額の推移を納税義務者の所得の種類と本市の人口動態で表したものです。棒グラフのとおり、大部分を占める給与所得者（サラリーマン層）への課税額が年々減ってきています。これはサラリーマン層の収入が大きく減っていること



法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所のある法人などが納める税金です。資本金や従業員数に応じて課税される均

等割と法人税（国税）額に応じて課税される法人税割から成り立っています。グラフ②のとおり、均等割についてはほぼ横ばいで推移していますが、法人税割については不況の影響などで減っています。これにより、法人市民税全体の課税額は年々減少しています。

納税義務者の数が減り、その収入も減っていることが、個人市民税の税収が落ち込む大きな要因です。税収基盤が弱まってきていることで、今後税収の大幅な伸びを期待できる状況にはありません。

市民税の状況を説明しました。なお、これらの税については、国の税制改正などに大きく左右されます。そのため、改正内容によっては課税状況が変わることもあります。

今回は固定資産税・都市計画税についてお知らせします。

◆個人市民税・法人市民税についてのお問い合わせは、市民税課 ☎ 4111 内線 241245 へどうぞ。

■そのほかの市税■

- ▶ **軽自動車税**
毎年4月1日現在で軽自動車や原動機付自転車を所有している方に課税されます。税額は、車の排気量などにより、1000円から7200円となっています。本市における最近の課税額は、台数増により増加しています。
- ▶ **たばこ税**
卸売販売業者がたばこを小売販売業者に売り渡すときに課税されます。税率は、1000本につき2743円です。本市における最近の課税額は、禁煙の浸透などにより減少傾向にあります。
- ▶ **入湯税**
鉱物質を多く含む冷泉または温泉に入湯するときに利用者へ課税されます。税額は、1人1泊150円、日帰りについては100円です。平成11年度は、観光客数が史上最多の900万人を超えた年で、これを除くと入湯客数・課税額ともに横ばいで推移しています。

《5年前の課税額との比較》

